

# 小樽市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

## 1 趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年4月1日施行。令和13年3月31日までの時限立法。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、新たに小樽市過疎地域持続的発展市町村計画（以下、「過疎計画」という。）を策定する。

## 2 過疎地域の指定

本市は、法で定める過疎地域の要件に該当し、令和3年4月1日に「過疎地域」として指定された。

■人口要件	昭和50年～平成27年の人口減少率が28%以上 ⇒ 小樽市33.88%
■財政力要件	平成29年度～令和元年度の3か年平均の財政力指数が0.51以下 ⇒ 小樽市0.44

## 3 過疎計画とは

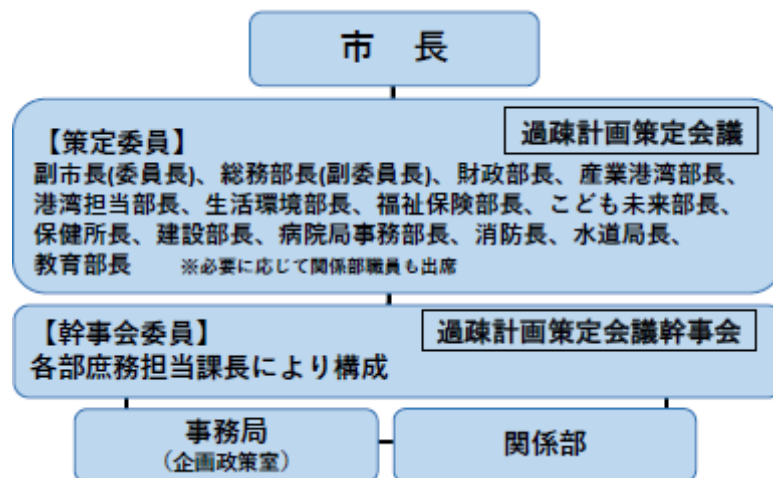
都道府県が策定する過疎地域持続的発展方針に基づき、都道府県と協議した上で、市町村議会の議決を経て定める、過疎地域の持続的発展の基本的方向や到達すべき目標とそのため基本的な施策を示した計画。

法で定める特別措置の適用を受けるためには過疎計画の策定が必須。

なお、計画期間は令和3年度～令和7年度までの5年間（後期は、令和8年度～令和12年度で策定予定）。

## 4 策定までの流れ

- ・過疎計画（原案）を策定するに当たり、計画内容を審議するため、部長職を中心とした策定会議のほか、事務作業を担当する策定会議幹事会を設置し、全庁を挙げて策定作業を実施（体制は図参照）
- ・過疎計画（原案）は、議会への説明、北海道との事前協議、パブリックコメントによる意見を踏まえ、必要に応じて調整し、北海道と本協議を実施
- ・北海道との協議結果を反映した過疎計画（案）を議会へ議案提出



## 5 スケジュール

- 4月 計画策定案準備、幹事会（第1回）
- 5月 幹事会（第2回）、策定会議（第1回、第2回）
- 6月 策定会議の結果を踏まえ、過疎計画の内容調整
- 7月 策定会議（第3回）、総務常任委員会（計画原案説明）、北海道との事前協議、パブリックコメント
- 8月 計画原案の最終調整、北海道との本協議
- 9月 第3回定例会議案提出